

東浦町行政評価内部評価会議設置要綱

(設置)

第1条 東浦町が実施する行政評価の内容の具体性等を評価することを通じて、行政評価に対する共通の認識を持ち、他の事業に活かすために、東浦町行政評価内部評価会議（以下「評価会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 会長により選定された行政評価について評価をすること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、会員が必要と認める行政評価について評価をすること。
- (3) その他行政評価の評価に関すること。

(組織)

第3条 評価会議は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 副会長は、副町長をもって充てる。
- 4 会員は、教育長、東浦町部制条例（昭和56年東浦町条例第2号）第1条に規定する部の長及びこれらに相当する者を充てる。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、評価会議を代表し、その事務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 評価会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 評価会議は、会長、副会長及び会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 評価会議は、必要があると認めるときは、会議に会員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、評価会議の運営に関し必要な事項は、会長が評価会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。